

専決処分の報告及び承認について

(平成21年度 島根県後期高齢者医療広域連合)

後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)概要)

(単位:千円)

・補正前予算額	97,445,296
・今回補正予算額	2,466
・補正後予算額	97,447,762

[歳出補正]

1 諸支出金の増 2,466

・高額療養費特別支給金支給事業

①高額療養費特別支給金 (1,800)

支給対象者 約500名

②高額療養費特別支給金支給事務費 (666)

リーフレット等印刷費、郵送料、市町村補助金(申請書等印刷・郵送料)

※高額療養費特別支給金とは

平成20年4月から12月までの間に、月の途中で75歳となり後期高齢者医療制度に移行した被保険者については、高額療養費の自己負担限度額が移行前後の制度でそれぞれ設定され、75歳到達月の一部負担金が増えるケースが生じていた。

この負担増を解消するため、従来と同様の限度額となるよう自己負担限度額を1/2に設定し、負担増加相当額を高額療養費特別支給金として支給するもの。

[歳入補正]

1 国庫支出金の増 2,466

・特別調整交付金

高額療養費特別支給金の支給経費を国が全額補填する。